

第 6 号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 雑則（第7条）」を「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例（第7条）」を
第4章 雑則（第8条）

に改める。
」

第7条を第8条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例

（感染症防疫作業手当の特例）

第7条 職員特殊勤務手当条例第4条第1項に規定する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる区域として知事が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、職員特殊勤務手当条例第4条の規定は、適用しない。

- 2 警察職員、県立学校職員及び市町村立学校職員が、前項に規定する作業に従事したときは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給する。
- 3 前2項の感染症防疫作業手当の額は、第1項に規定する作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認

める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(提案理由)

国家公務員における取扱いを踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。